



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月22日
号外(4)
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課) 1
- ※滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則(市町振興課) 1
- ※滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則(子ども・青少年局) 2
- ※滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(障害福祉課) 2
- ※滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課) 14
- ※滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則(みらいの農業振興課) 17
- ※滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則の一部を改正する規則(市町振興課) 18

○ 人 事 委 員 会 規 則

- ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 19

規 則

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第11号

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則(平成12年滋賀県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表2の部中「別表第7第2項の表(8)の項」を「別表第7第2項の表(10)の項」に、「別表第7第2項の表(9)の項」を「別表第7第2項の表(11)の項」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第12号

滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則(平成17年滋賀県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第3条第18項中「別表第1第18項」を「別表第1第19項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「別表第1第17項」を「別表第1第18項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「別表第1第16項」を「別表第1第17項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「別表第1第15項」を「別表第1第16項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「別表第1第14項」を「別表第1第15項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「別表第1第13項」を「別表第1第14項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「別表第1第12項」を「別表第1第13項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「別表第1第11項」を「別表第1第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 条例別表第1第11項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (i) 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年滋賀県条例第18号。以下「共済制度条例」という。)第5条第1項の加入の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査またはその申込みに対する応答

- (2) 共済制度条例第16条第1項の申出の受理、その申出に係る事実についての審査またはその申出に対する応答
- (3) 共済制度条例第20条第3項第2号もしくは第4項の届出の受理またはその届出に係る事実についての審査
- (4) 共済制度条例第20条第5項の調査またはその調査に係る事実についての審査

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第13号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則(平成18年滋賀県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第6号中コをサとし、ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 職員は、子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第14号

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報(同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)を利用することができる場合は、前項第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

第11条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合は、前項各号に掲げる書類を添付することを要しない。

第13条第2項中「前項第5号」を「第1項第5号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号に掲げる死亡・重度障害届書(年金受給権者が死亡した旨を届け出るものに限る。)には、年金受給権者の消除された住民票の写しおよび滋賀県心身障害者扶養共済制度年金証書を添えなければならない。

第13条に次の1項を加える。

4 第2項および前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合は、第2項の住民票の写しまたは前項の住民票記載事項証明書を添付することを要しない。

別記様式第1号中 「(加入等申込者) 氏名」を 「(加入等申込者) 氏名 電話番号」に改め、同様式添付書類1中「住民票記載事項証明書」の右に「(県内に住民票を有する加入等申込者およびその扶養する心身障害者に係るものを除く。)」を加える。

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第4条関係)

加入等不承認通知書

年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付で申込みのあつた滋賀県心身障害者扶養共済制度への加入
における口数追加

は、次の理由により承認できませんので、通知します。

理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第16号を次のように改める。

様式第16号(第7条関係)

年金不支給決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のあつた滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定による年金の給付については、次の理由によつて支給しないことを決定したので通知します。

加 入 番 号		死亡・重度障害者 (加入者)の氏名	
心 身 障 害 者 の 氏 名		年 金 管 理 者 の 氏 名	
理 由			
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第18号を次のように改める。

様式第18号(第9条関係)

年金証書番号	
--------	--

年金支給停止決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事



滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定により支給されている年金は、次のとおり支給を停止することに決定したので通知します。

なお、年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかにその旨を届け出てください。

年金支給停止の事由	
年金支給停止の期間	年 月 から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで
備 考	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第22号を次のように改める。

様式第22号(第10条関係)

加入番号	
------	--

弔慰金不支給決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のあつた滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第15条の規定による弔慰金の給付については、次の理由によつて支給しないことに決定したので通知します。

理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第22号の2添付書類2中「住民票記載事項証明書」の右に「(県内に住民票を有する加入者および心身障害者に係るものを除く。)」を加える。
別記様式第22号の4を次のように改める。

様式第22号の4 (第11条関係)

加入番号	
------	--

脱退一時金不支給決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のあつた滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第16条の規定による脱退一時金の給付については、次の理由によつて支給しないことに決定したので通知します。

理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第28号を次のように改める。

様式第28号(第13条関係)

年金証書番号	
--------	--

年金受給権者現況届書

年金受給権者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
	電話番号			
	住所			
	年金管理者の有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 () 2 無		

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第20条の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

(本人または年金管理者) 氏 名
電話番号

(宛先)
滋賀県知事

記入上の注意 「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者、年金管理者が記入しがたい場合は、市町等で記入して差し支えありません。

添付書類 住民票記載事項証明書(県内に住民票を有する年金受給権者に係るものを除く。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第15号

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則(平成5年滋賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理者の」に、「ふぐ調理師免許申請書」を「ふぐ処理者免許申請書」に改め、同条第1号中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に、「他の都道府県において処理に関する免許を受けている者にあつては、その旨を証する書類および調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の調理師の免許を受けていることを証する書類」を「条例第3条第1項第2号に掲げる者にあつては、他の都道府県知事等のふぐの処理に関する免許等を受けていることを証する書類」に改める。

第4条第1項第3号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第2項中「ふぐ調理師名簿」を「ふぐ処理者名簿」に改め、同項第1号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項第2号中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に改める。

第6条第1項中「ふぐ調理師名簿登録事項変更届」を「ふぐ処理者名簿登録事項変更届」に改める。

第7条第1項中「ふぐ調理師免許証再交付申請書」を「ふぐ処理者免許証再交付申請書」に改める。

第8条中「ふぐ調理師免許証返納届」を「ふぐ処理者免許証返納届」に改める。

第9条(見出しを含む。)中「試験の」を「ふぐ処理者試験の」に改め、同条第1号イ中「食品衛生学」を「水産食品の衛生に関する知識」に改める。

第10条の見出し中「試験」を「ふぐ処理者試験」に改め、同条中「試験を」を「ふぐ処理者試験を」に改める。

第12条第1項中「試験を」を「ふぐ処理者試験を」に、「ふぐ調理師試験受験願書」を「ふぐ処理者試験受験願書」に、「次に掲げる書類」を「写真(出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きで、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの)」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「ふぐ調理師試験受験票」を「ふぐ処理者試験受験票」に改める。

第13条中「試験」を「ふぐ処理者試験」に改める。

第14条第1項中「試験に」を「ふぐ処理者試験に」に、「ふぐ調理師試験合格者名簿」を「ふぐ処理者試験合格者名簿」に、「ふぐ調理師試験合格証書」を「ふぐ処理者試験合格証書」に改め、同条第2項中「ふぐ調理師試験合格証書」を「ふぐ処理者試験合格証書」に、「ふぐ調理師試験合格証明書」を「ふぐ処理者試験合格証明書」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師試験合格証明書交付申請書」を「ふぐ処理者試験合格証明書交付申請書」に改める。

第14条の2中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第15条の見出しおよび同条第1号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第16条中「ふぐ取扱施設届出書」を「ふぐ処理施設届出書」に改め、同条第1号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第3号中「第35条各号」を「第35条第1号、第4号、第16号、第26号または第28号」に改め、「にあつては、当該営業」を削り、同条第4号を削る。

第17条中「ふぐ取扱施設届出済証」を「ふぐ処理施設届出済証」に改める。

第18条中「ふぐ取扱施設届出済証書換え申請書」を「ふぐ処理施設届出済証書換え申請書」に改め、同条第2号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第19条第1項中「ふぐ取扱施設届出済証再交付申請書」を「ふぐ処理施設届出済証再交付申請書」に改める。

第20条中「ふぐ取扱施設届出済証返納届」を「ふぐ処理施設届出済証返納届」に改める。

第22条を削る。

別記様式第1号中「ふぐ調理師免許申請書」を「ふぐ処理者免許申請書」に、

「滋賀県知事 様」を 「(宛先) 滋賀県知事 」に、「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理

者の」に、「ふぐ調理師と」を「ふぐ処理者と」に、「滋賀県ふぐ調理師試験」を「滋賀県ふぐ処理者試験」に、「都道府」を「都道府・市区」に、「免許取得」を「免許等取得」に、「免許の」を「免許等の」に改める。

別記様式第2号中 「
 ふぐ調理師免許証
 を
 「ふぐ処理者免許証」
 に、
 「ふぐ調理師の」
 を
 「ふぐ処理者の」
 に、
 「ふぐ調理師名簿登録番号」
 を
 「ふぐ処理者名簿登録番号」
 に改める。

別記様式第3号中「ふぐ調理師名簿登録事項変更届」を「ふぐ処理者名簿登録事項変更届」に、
 「滋賀県知事 様」を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「ふぐ調理師名簿の」を「ふぐ処理者名簿の」に改める。

別記様式第4号中「ふぐ調理師免許証再交付申請書」を「ふぐ処理者免許証再交付申請書」に、
 「滋賀県知事 様」を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「ふぐ調理師免許証の」を「ふぐ処理者免許証の」に改める。

別記様式第5号中「ふぐ調理師免許証返納届」を「ふぐ処理者免許証返納届」に、
 「滋賀県知事 様」を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「ふぐ調理師免許証を」を「ふぐ処理者免許証を」に、「失そう」を「失踪」に、「ふぐ調理師免許の」を「ふぐ処理者免許の」に改め、同様式注1中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

別記様式第6号中「ふぐ調理師試験受験願書」を「ふぐ処理者試験受験願書」に、
 「滋賀県知事 様」を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「ふぐ調理師試験を」を「ふぐ処理者試験を」に改める。

別記様式第7号中「ふぐ調理師試験受験票」を「ふぐ処理者試験受験票」に改める。

別記様式第8号中「ふぐ調理師試験合格証書」を「ふぐ処理者試験合格証書」に、「ふぐ調理師試験に」を「ふぐ処理者試験に」に改める。

別記様式第9号中「ふぐ調理師試験合格証明書」を「ふぐ処理者試験合格証明書」に、「ふぐ調理師試験に」を「ふぐ処理者試験に」に改める。

別記様式第10号中「ふぐ調理師試験合格証明書交付申請書」を「ふぐ処理者試験合格証明書交付申請書」に、
 「滋賀県知事 様」を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「ふぐ調理師試験の」を「ふぐ処理者試験の」に改める。

別記様式第11号中「ふぐ取扱施設届出書」を「ふぐ処理施設届出書」に、

「滋賀県知事 様」を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、

「

ふぐ取扱施設

」を「

ふぐ処理施設

」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、

「

営業の種類	1 飲食店営業	2 魚介類販売業	3 魚介類せり売営業
	4 その他 ()		

」を

営業の種類	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 水産製品製造業 4 複合型そうざい製造業 5 複合型冷凍食品製造業	に改める。
-------	---------------------------------------------------------	-------

別記様式第12号(表)中「ふぐ取扱施設届出済証」を「ふぐ処理施設届出済証」に、
「ふぐ取扱施設の名称」を「ふぐ処理施設の名称」に、「ふぐ取扱施設で」
「ふぐ取扱施設の所在地」を「ふぐ処理施設の所在地」に、
を「ふぐ処理施設で」に改め、同様式(裏)中

専任のふぐ調理師	を	専任のふぐ処理者	に改める。
----------	---	----------	-------

別記様式第13号中「ふぐ取扱施設届出済証書換え申請書」を「ふぐ処理施設届出済証書換え申請書」に、
「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「ふぐ取扱施設届出済証の」を「ふぐ処理施設届出済証の」に、「ふぐ取扱施設の名称」を「ふぐ処理施設の名称」に、「ふぐ取扱施設の所在地」を「ふぐ処理施設の所在地」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同様式注1中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

別記様式第14号中「ふぐ取扱施設届出済証再交付申請書」を「ふぐ処理施設届出済証再交付申請書」に、
「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「ふぐ取扱施設届出済証の」を「ふぐ処理施設届出済証の」に、「第14条第2項」を「第14条第3項」に、「ふぐ取扱施設の名称」を「ふぐ処理施設の名称」に、「ふぐ取扱施設の所在地」を「ふぐ処理施設の所在地」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

別記様式第15号中「ふぐ取扱施設届出済証返納届」を「ふぐ処理施設届出済証返納届」に、
「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「ふぐ取扱施設届出済証を」を「ふぐ処理施設届出済証を」に、「ふぐ取扱施設の名称」を「ふぐ処理施設の名称」に、「ふぐ取扱施設の所在地」を「ふぐ処理施設の所在地」に、「ふぐ取扱施設を」を「ふぐ処理施設を」に、「失そう」を「失踪」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第16号

滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則(平成15年滋賀県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条中「環境こだわり農産物生産記録」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次のただし書および各号を加える。

ただし、知事が特に認めた場合は、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 環境こだわり農産物生産記録
- (2) ほ場の位置図

第5条に次の2項を加える。

2 前項第1号に掲げる書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 栽培を行った土地の所在地、区域および面積に関する事項
- (2) 栽培した対象農作物の種類およびその栽培方法に関する事項
- (3) 生産期間に関する事項
- (4) 栽培管理の責任者の住所および氏名
- (5) 栽培管理の方法を調査し、栽培管理に係る記録を確認した者の住所および氏名
- (6) ほ場ごとの栽培を行った者の住所および氏名

3 知事は、特に必要があると認める場合は、第1項に規定する期限を延長することができる。

第6条中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改める。

第7条から第9条までを削る。

第10条中「第16条第2項」を「第14条第2項」に、「別記様式第7号」を「別記様式第3号」に改め、同条を第7条とする。

第11条および第12条を削る。

第13条中「第18条」を「第16条」に改め、同条を第8条とする。

第14条中「第18条」を「第16条」に、「住所および連絡先」を「住所地または主たる事務所の所在地の都道府県名および市区町村名」に改め、同条を第9条とする。

第15条中「第20条第2項」を「第18条第2項」に、「別記様式第11号」を「別記様式第4号」に改め、同条を第10条とする。

第16条中「第23条第4項」を「第21条第4項」に改め、同条を第11条とする。

第17条を第12条とし、第18条から第22条までを5条ずつ繰り上げる。

別表第2を削る。

別表第1果樹の項中「うめ」の右に「温州みかん」を、「ゆず」の右に「レモン」を加え、同表を別表とする。

「氏名」

別記様式第1号中 「氏名」を「法人または団体にあつては、主たる」

「所在地、名称および代表者の氏名」

「電話番号」

「担当者氏名(法人または団体の場合)」

事務所の] に、

」

生産計画認定番号 または協定番号	
農作物名(作型等)	

を

農作物名(作型等)	
-----------	--

に

改める。

別記様式第2号を削る。

別記様式第3号中「生産計画認定番号または協定番号」を「認証管理番号」に改め、同様式を別記様式第2号とする。

別記様式第4号から別記様式第6号までを削る。

別記様式第7号中「第10条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第8号から別記様式第10号までを削る。

別記様式第11号中「第15条関係」を「第10条関係」に改め、同様式(表)中「第20条第1項」を「第18条第1項」に改め、同様式(裏)中「第20条」を「第18条」に改め、「計画認定農業者等」を削り、「承認小分け業者」を「第15条の規定により第14条第1項の表示を付した小分け業者」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第17号

滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則の一部を改正する規則

滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則(平成12年滋賀県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表中第75号を第76号とし、第59号から第74号までを1号ずつ繰り下げ、第58号の次に次の1号を加える。

(59) 特例条例別表(64)の項に掲げる事務

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第2号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条中「同項第2項」を「同項第2号」に改め、同条に次の2項を加える。

2 条例第18条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザとする。

3 条例第18条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める著しく危険な作業は、牛または豚のと殺その他人事委員会が認める作業とする。

第18条第1項中「本庁森林政策課」を「本庁びわ湖材流通推進課」に改め、「消費生活センター」を削る。

第20条第1項中「本庁水産課」を削る。

第24条第1項第1号および第3号中「本庁森林政策課」の右に「本庁びわ湖材流通推進課」を加える。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項、第20条第1項ならびに第24条第1項第1号および第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条の規定は、令和5年1月19日から適用する。

